

次世代タクシーの導入促進事業 助成金申請書類作成の手引き

令和３年度
次世代タクシーの導入促進事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階

TEL：03-5990-5068

Eメール：cnt-toshienne@tokyokankyo.jp

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者	4
2.2 研修の要件（環境性能の高いUDタクシーのみ）	5
2.3 助成対象自動車	9
2.4 助成対象経費	12
2.5 助成金額	12
2.6 リース契約	14
3 交付申請	15
3.1 申請手続き	15
3.2 申請方法	15
3.3 申請にあたっての留意事項	19
4 その他	20
4.1 申請の撤回	20
4.2 債権譲渡について	20
4.3 軽微な変更	20
4.4 処分の制限	21
4.5 交付決定の取消し	24
4.6 助成事業の経理	24
5 提出書類	25
6 様式記入例	30

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

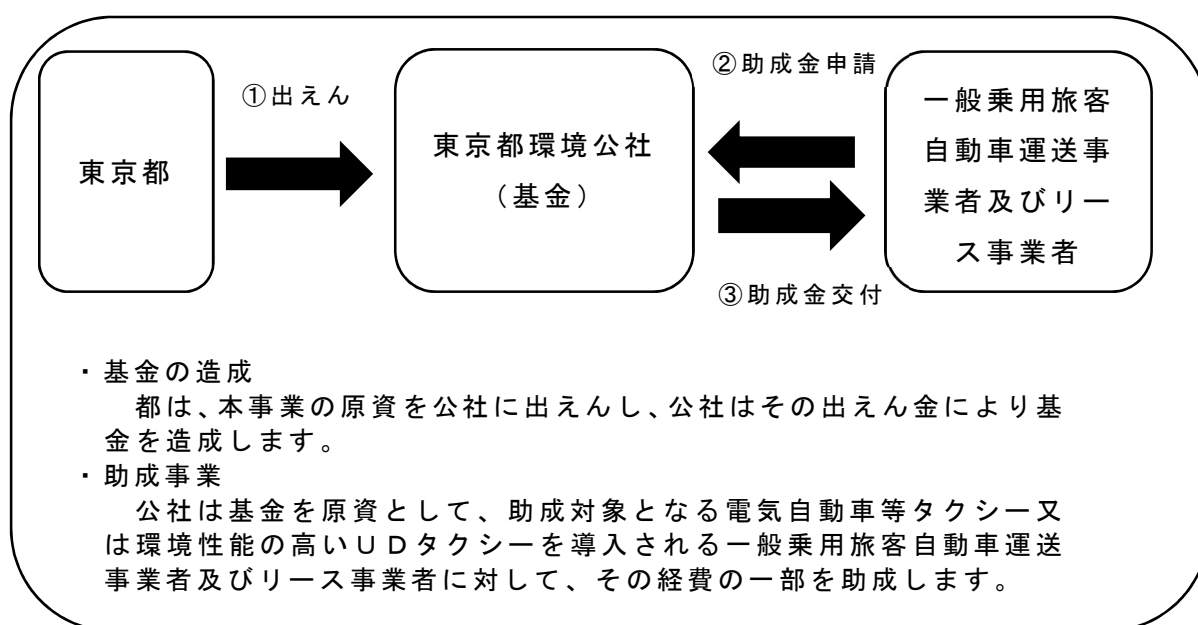
1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1 事業概要

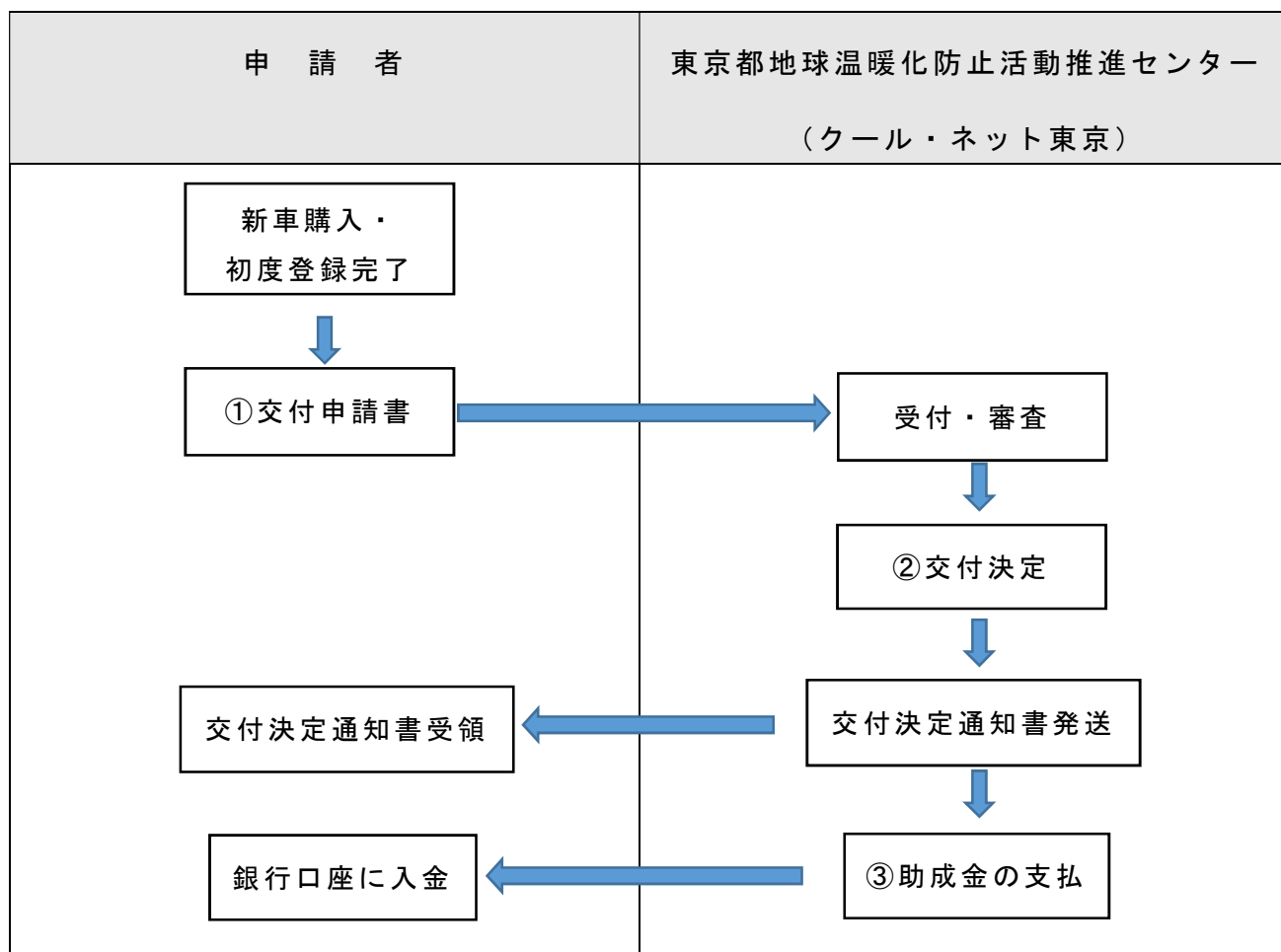
1.1 目的

次世代タクシーの導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、二酸化炭素の削減に寄与する電気自動車等のタクシー車両に加え、環境性能が高く誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）のタクシー車両の導入促進を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、「初度登録日から1年以内」、または「国の額確定通知日から4か月以内（環境性能の高いUDタクシーのみ）」に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）

本助成金事業は、令和3年度が事業最終年度となります。

※令和3年度の申請受付締切日は令和4年3月10日（木）必着です。

- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（１）本助成金の助成対象者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者

（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）

- ・上記の者と助成対象自動車のリース契約を締結したリース事業者

（リース契約については、P13）

（２）ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・国及び地方公共団体
- ・国または地方公共団体が出資する法人・団体
- ・税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 研修の要件（環境性能の高いUDタクシーのみ）（交付要綱第3条参照）

「環境性能の高いUDタクシー」の申請では、助成対象者であるタクシー事業者（リースの場合は貸与先）が運転者に受講させる研修について、次の研修の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ユニバーサルドライバー研修（UD研修）
- ・国土交通省の通達に基づく定期的な研修

（１）ユニバーサルドライバー研修（UD研修）

令和元年度以降に本助成金で申請する車両1台につき、UD研修を2名以上の運転者（助成対象自動車を使用するタクシー事業者に運転者として雇用されて、東京都内の営業所に勤務する者）が受講していること。

ただし、この要件によって必要とされるUD研修受講者数が東京都内の営業所に勤務する全運転者数を超える場合は、全運転者がUD研修を受講していることで足りません。

※UD研修とは…「バリアフリー研修推進実行委員会」が認証した「研修実施機関」が開催する、「タクシー乗務員バリアフリー研修」の通称。

※運転者以外の教育担当者、運行管理者等は、UD研修受講者数にカウントできません。

※個人タクシーも、UD研修を受講する必要があります。

※福祉輸送事業限定事業者は、この要件はありません。

＜提出書類＞

- ・UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書
- ・UD研修修了証の写し※
- ・乗務員証等の写し（提出書類の詳細は、P28参照）

【新型コロナウイルス対応に関する暫定措置】

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、車両ごとの申請期限までに要件を充足し申請することが困難な場合は、申請時に「UD研修修了証の写し」に代えて「UD研修受講又は修了証受領の予定に関する申告書」を提出することで申請が可能です。UD研修修了証の受領後、速やかに「UD研修修了証の写し」を追加提出してください。この場合、追加提出の最終期限は令和4年3月10日（木曜日）です。当初申請時点で予算は確保されますが、追加提出されるまでは交付決定されません。

※車両ごとの申請期限は、「初度登録日から1年以内、または国の額確定通知日から4か月以内」です。

※ＵＤ研修修了証の写しは、具体的には以下の書類の写しを指します。

・ユニバーサルドライバー研修修了証（カード型） （ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会発行）
・自主ユニバーサルドライバー研修課程の修了証 （公益財団法人東京タクシーセンター発行）
・タクシー業務適正化特別措置法第７条第１項第３号に規定する講習 （バリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修含む）の修了証 （公益財団法人東京タクシーセンター発行） ※本修了証の有効期限２年とは、ＵＤ研修の有効期限を示すものではありません。２年経過後でも申請に使用できます。
・上記以外のものについては、お問い合わせください。

※一部の福祉関係の資格・研修は、ＵＤ研修と同等以上とみなします。

そのため、ＵＤ研修修了証の写しに代えて、以下の書類の写しでも可とします。

・介護福祉士登録証
・介護職員初任者研修課程修了証明書
・介護職員実務者研修課程修了証明書
・サービス介助士認定証
・ケア輸送サービス従事者研修修了証
・上記以外のものについては、お問い合わせください。

(2) 国土交通省の通達に基づく定期的な研修

国土交通省の通達（平成30年11月8日付国自旅第185号「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」）に基づき、定期的な研修の実施に取り組んでいること。

なお、法人タクシーと個人タクシーで、内容が異なります。

国土交通省の通達（抜粋）

各社及び団体において、UDタクシーの運転、予約、配車その他の業務に携わる者に対し、UDタクシーの運送（予約及び配車を含む。）に関する研修を受講させるとともに、教育担当者を育成し、定期的な研修の実施に取り組むこと。特に次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解に関するものを含めること
- (2) UDタクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者の育成に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること
- (3) これらを内容とする研修計画を策定すること

<提出書類>

- ・UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書
（提出書類の詳細はP27、記入例はP37～38）

【新型コロナウイルス対応に関する暫定措置】

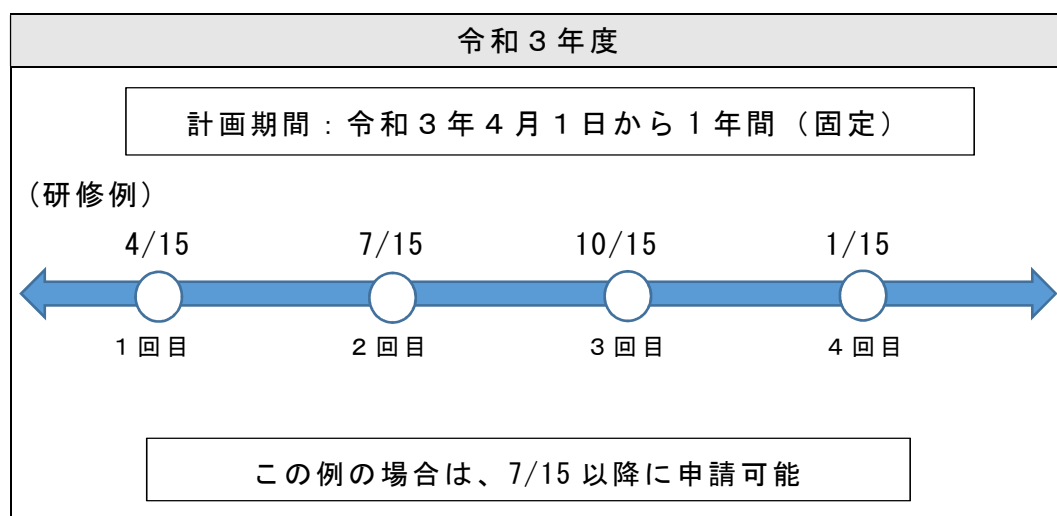
新型コロナウイルスの感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、車両ごとの申請期限までに要件を充足し申請することが困難な場合は、申請時に「UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書」に代えて「定期的な研修実施の予定に関する申告書」を提出することで申請が可能です。定期的な研修の実施後、速やかに提出書類を追加提出してください。この場合、追加提出の最終期限は令和4年3月10日（木曜日）です。当初申請時点で予算は確保されますが、追加提出されるまでは交付決定されません。

※車両ごとの申請期限は、「初度登録日から1年以内、または国の額確定通知日から4か月以内」です。

(ア) 法人タクシーの場合

定期的な研修を申請時まで年2回以上（計画期間中2回以上）実施していること。

- ・計画期間は、令和3年4月1日より1年間（固定）とします。
- ・令和3年4月1日以降に2回以上研修を実施してからでないと申請できません。
- ・2回目の研修より前に車両の申請期限（初度登録日から1年または国の額確定通知日から4ヶ月）が到来する場合は、当該車両は助成金受領不可となります。
- ・申告書には、東京都内の営業所に勤務する運転者・教育担当者を対象とした研修のみを記載してください。



(イ) 個人タクシーの場合

- ・UDタクシーの設備の操作について、実車を用いた説明および実習を、申請時まで2回以上受講していること。

※ 令和3年度から、回数の条件を1回以上から2回以上に変更しています。実車講習を年2回以上受講できない場合は、様式の備考欄に相当の理由を記入してください。

実車を用いた説明及び実習は、具体的には以下のものを指します。受講した時期に関する要件はありません。

- | |
|--|
| ・一般社団法人全国個人タクシー協会または各都道府県の個人タクシー協会が実施する研修説明会 |
| ・自動車販売店で受講した説明および実習 |
| ・上記以外ものを受講している場合は、お問い合わせください。 |

- ・「UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書」の記入方法については、P39に例があります。

2.3 助成対象自動車（交付要綱第4条参照）

（１）電気自動車等タクシー

- ・電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること。
- ・初度登録日から申請受付日までの期間が１年以内であること。

（２）環境性能の高いUDタクシー

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のいずれかであること。
- ・UD（ユニバーサルデザイン）タクシーとして、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
 - イ スロープまたはリフトを初度登録時に装備しており、車いすに乗ったままで安全に乗降できる車両。標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表の「車いす固定方法」および「スロープ」の項目が、標準仕様認定項目レベル１またはレベル２を満たしていること。（次ページの認定要領別表の抜粋を参照）
- ・初度登録日から申請受付日までの期間が１年以内、または国の額確定通知日から申請受付日までの期間が４か月以内であること。

当該補助事業の目的は、環境性能の高いUDタクシー車両の普及促進を図ることです。よって、LPG車やガソリン車（ハイブリッド車を除く。）からUDタクシーへ買換えの場合が補助の対象となります。

※（１）（２）ともに、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず上記期間内に提出が難しい場合は、ご連絡ください。

＜標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表「固定方法」及び「スロープ」抜粋＞

部位等	標準仕様認定項目（レベル１）	標準仕様認定項目（レベル２）
固定方法 車いす	・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。	・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。
スロープ	・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、14 度（約1/4）以下とする。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm 以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすすくない素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80 ～ 100kg 程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg 以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。	・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、10 度（約1/6）以下とする。ただし、車いすが側方から乗車する仕様の場合にあっては、歩道の幅を勘案し、スロープの勾配を14 度（約1/4）まで許容する。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm 以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすすくない素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80 ～ 100kg 程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg 以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。

※令和２年４月１日から適用

令和２年３月３１日までに、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定を受けた車両については、従前の例による。

(3) 電気自動車等タクシー・環境性能の高いUDタクシーに共通する要件

- ・車両がタクシー仕様であること。
- ・新車であること。（中古車、新古車は対象外）
- ・車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
- ・都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。
- ・自動車検査証の記載について、下記表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合
所有者の氏名 または名称	助成対象者と 同一名義	助成対象者と 同一名義	販売業者またはローン会社等
使用者の氏名 または名称	助成対象者と 同一名義	借主（貸与先）の名義	助成対象者と 同一名義
使用の本拠の位置	都内	都内	都内

(4) 電気自動車等タクシー・環境性能の高いUDタクシーの併用申請について

同一車両が、電気自動車等タクシーと環境性能の高いUDタクシーの要件を共に満たす場合は、それぞれの種別で助成金を受けることができます。ただし、助成対象経費の計算方法が変わります。（P 12）

2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

（1）電気自動車等タクシー

$$\text{助成対象経費} = \text{車両本体価格} + \text{メーカーオプション}$$

- ・メーカーオプションのうち、タクシー仕様に改造するために必要な費用のみを含みます。
- ・値引き後の車両本体価格とします。
- ・ディーラーオプション、消費税は含みません。

※ただし、環境性能の高いUDタクシーと併用申請する場合は

$$(\text{助成対象経費}) = (\text{車両本体価格}) + (\text{メーカーオプション}) - (\text{UDタクシー助成金交付額})$$

（2）環境性能の高いUDタクシー

$$\text{助成対象経費} = \text{車両本体価格}$$

- ・値引き後の車両本体価格とします。
- ・メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税は含みません。

（3）利益等排除について

助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）

（1）電気自動車等タクシー

ア EVタクシー

中小規模事業者※1

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \frac{1}{2} \quad (\text{上限160万円、千円未満切捨て})$$

上記以外

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \frac{1}{4} \quad (\text{上限100万円、千円未満切捨て})$$

全事業者（国補助※2併用の場合）

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \frac{1}{4} \quad (\text{上限60万円、千円未満切捨て})$$

イ PHVタクシー

中小規模事業者※1

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \frac{2}{5} \quad (\text{上限 160 万円、千円未満切捨て})$$

上記以外

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \frac{1}{5} \quad (\text{上限 100 万円、千円未満切捨て})$$

全事業者（国補助※2併用の場合）

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \frac{1}{5} \quad (\text{上限 60 万円、千円未満切捨て})$$

（２） 環境性能の高いUDタクシー

- | | | |
|-----------------------------|---|---------------|
| ○ 中小規模事業者※1 | : | 助成金額 = 100 万円 |
| ○ 上記以外 | : | 助成金額 = 60 万円 |
| ○ 全事業者（国補助※2併用の場合） | : | 助成金額 = 40 万円 |
| 国の補助※2を受けた場合は、併せて100万円／台のため | | |

※1 中小規模事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者です。

※2 国補助とは、国土交通省及び観光庁が実施する以下の補助金です。

- | |
|--|
| ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金 |
| ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付観産第690号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金 |
| ・ 訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金交付要綱（平成28年11月28日付国自旅第206号他）に基づくUDタクシー車両に係る補助金 |
| ・ 平成30年度補正予算「災害時における地域公共交通による円滑な避難等の確保」に基づく補助金 |
| ・ 観光振興事業費補助金交付要綱（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））（平成31年4月2日付告示旅台314号他）に基づく補助金 |

2.6 リース契約

(1) 注意事項

リース事業者が助成対象自動車を購入し、一般乗用旅客自動車運送事業者に貸与する場合は、以下の点にご注意ください。

- ・申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。
- ・助成対象自動車の購入およびリース契約締結が完了してからの助成金申請になります。
- ・リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの（国補助やその他の助成金）も含まれます。リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第10号様式）」を提出してください。

(2) リース契約期間が処分制限期間より短い場合（助成金申請時点）

リース契約満了後の予定に応じて、下表のと通りの扱いとなります。

リース契約満了後の予定	申請の可否
リース事業者が車両保管する	申請不可
当初貸与先に再リースする	申請可。当初リース契約で助成金相当分全額を還元すること。当初リース契約満了時に「変更届出書」を提出（→P19）。
新たな貸与先に中古リースする	新たな貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内となることを承諾の上で申請可。当初リース契約で助成金相当分全額を還元すること。当初リース契約満了時に「取得財産等処分承認申請書」を提出（→P20）。返納金は発生しない。
当初貸与先に売却する	申請不可
当初貸与先以外に売却する	申請不可

(3) 処分制限期間中にリースを途中解約することになった場合（助成金交付後）

事前に「取得財産等処分承認申請書」を提出し、「取得財産等処分承認書」を受領した後に解約手続きを行う必要があります（→P20）。返納金の有無については、途中解約後の扱いに応じて、下表のとおりとなります。

途中解約後の扱い	返納金の有無
リース事業者が車両保管する	返納金あり
新たな貸与先に中古リースする	・新たな貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内となる…返納金なし ※途中解約によって、助成金の利益の一部が当初貸与先に還元されずにリース事業者に残ることになる。残った利益は、新たな貸与先に還元されるよう、中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」を提出すること。 ・上記以外…返納金あり ※中古リース料金減額は不要
当初貸与先に売却する	返納金あり
当初貸与先以外に売却する	返納金あり

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

(1) 申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

本助成金事業は、令和3年度で事業終了となります。

令和3年度受付期限 令和4年3月10日（木曜日） 必着

助成金の交付申請は、助成対象自動車を購入し、初度登録を完了した後、P29以降に記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに郵送により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

（２）助成申請可能台数

- ・ 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。
- ・ １回の申請で複数の車両をまとめて申請できます。
（ただし、申請者がリース事業者で貸与先が車両ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。貸与先ごとに申請を分けてください。）

（３）手続代行者

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行者を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

（４）市販車以外の環境性能の高いＵＤタクシーの申請

市販車以外で環境性能の高いＵＤタクシー（初度登録時にスロープ又はリフトを装備したタクシー車両）の申請をする場合は、追加書類の提出が必要になりますので、架装前及び架装後にクール・ネット東京へ予めご相談ください。追加書類の例としては以下の通りです。

【架装前】

- ・ 設計図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を設計図面上に記載すること。）
- ・ 使用する各部品の仕様（寸法、材質及び重量（スロープの場合にあっては加えて耐荷重））、カタログ等の写真及び仕入予定先
- ・ 架装費用見積総額及び内訳（税抜）
 - ①設計費：設計に要する日数及び１日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用する各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工する場合、加工に要する日数及び１日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び１日あたりの労務単価を示すこと

【架装後】

- ・ 助成対象車両の写真
 - ①車両全体
 - ②車両後部（トランクパネルを開ける前及び開けた後の両方）
 - ③車いす固定装置各部品
 - ④（スロープの場合）スロープ設置時外観及び車いす乗車中にスロープが収納されている様子
 - ⑤（リフトの場合）リフトを地面に降ろした時の外観
 - ⑥乗込及び下乗の様子

- ⑦車いす乗車及び固定時の車いすスペース（車いす固定装置による固定時）
- ・ 竣工図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を竣工図面上に記載すること）
 - ・ 各部品納品書及び請求書（使用した各部品の数及び単価がわかるもの）
 - ・ 架装費用総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
- ②設備費：使用した各部品の数及び単価を示すこと
- ③加工費：部品を加工した場合、加工に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
- ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと

※本相談は書類の確認のみであり、交付決定の可否は現場調査等の結果を鑑み判断するため、同確認は交付決定を確約するものではありません。

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛

- ・ 申請様式は日本産業規格 A 4 の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・ 郵送方法は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ 原則として郵送でご提出ください。やむを得ず窓口持参の場合は、電話にて事前予約をお願いします。予約なしの窓口持参は対応できない場合があります。
- ・ F A X や電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- ・ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 封筒の表に「次世代タクシーの導入促進事業 申請書類在中」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しをお願いします。修正テープ等は使用しないでください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分（※）している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。
- ・リース契約期間が処分制限期間（※）より短い場合の申請の可否については、リース契約満了後の予定等により異なりますので、ご連絡ください。

（※）処分及び処分制限期間については、「4.4 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・選考に係る査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

4 その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条・17条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成対象者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

4.3 軽微な変更

（1）助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・ 申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
- ・ 申請者の住所変更
- ・ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・ リース契約に関する変更（再リースなど）

（2）以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・ 助成対象者の「一般乗用旅客運送事業者」についての要件を満たすこと。
- ・ 車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること。

（3）届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 変更届出書（クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能）
- ・ 変更後の自動車検査証の写し
- ・ その他の変更が確認できる公的書類の写し

4.4 処分の制限（交付要綱第17条参照）

（１）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

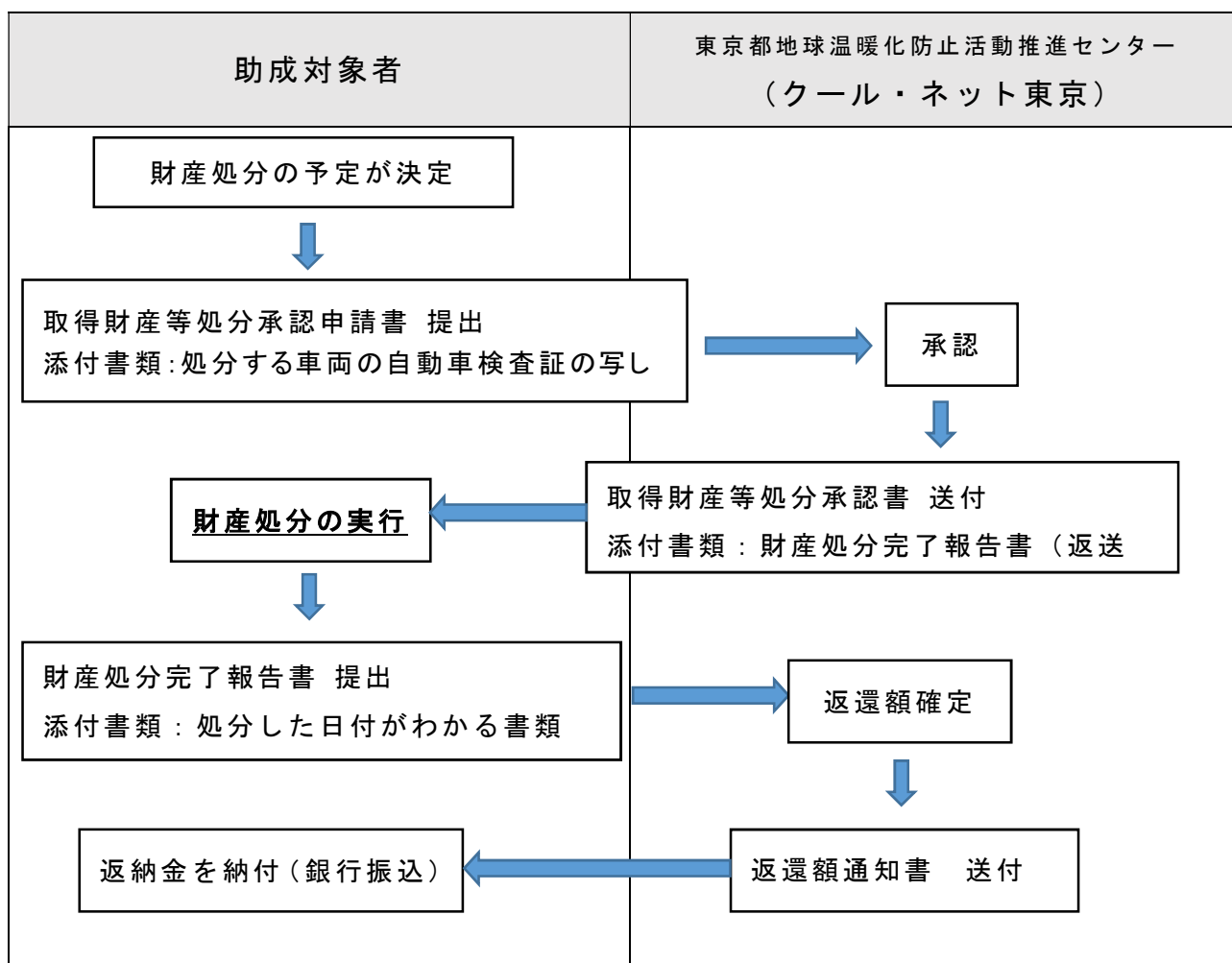
処分の例	処分の基準日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

（２）本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分		処分制限期間 （初度登録日から 起算）
電気自動車		４年
プラグインハイブリッド ・ハイブリッド自動車	総排気量 3ℓ以上	５年
	総排気量 2ℓ超 3ℓ未満	４年
	総排気量 2ℓ以下	３年

（３）処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで１～２週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から２週間以上空けてください。
- ・承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求められる場合があります。ご注意ください。



- (4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。
 クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \quad ※\text{千円未満切捨て}$$

経過期間は、初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。（例：電気自動車は48ヶ月）

ただし、以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。
 なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることを証明する示談書、損害賠償確認書等 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
リース貸与先変更（新貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内等の助成要件を満たす）	・リース解約・承継が確認できる書類 ・中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」 ・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類 ・処分についての義務を引き継ぐこと
リース事業者の変更（リース貸与先変更がなく、リース契約金額の変更がない）	・リース事業者が変更となり、事業が承継されることが確認できる書類 ・貸与先及び金額について、変更していないことが確認できる書類（リース契約書等） ・処分についての義務を引き継ぐこと
その他クール・ネット東京が特に認める場合	・クール・ネット東京が指定する書類

4.5 交付決定の取消し（交付要綱第12条参照）

（１）次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

（２）公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.6 助成事業の経理（交付要綱第18条参照）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（表２に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（P 20参照）を超過するまでの期間保存してください。

5 提出書類

- ・ 令和３年度から、提出書類が一部変更となりました。
- ・ 公的証明書等 → 写しでも可（発行から３か月以内）
- ・ 写しによる提出の場合は、縮小コピーを行わないでください。

No.	提出書類		備考
1	申請書類チェックリスト		・ ホームページからダウンロード
2	助成金交付申請書（第１号様式）		・ 様式記入例を参照 ・ 電気自動車タクシーと環境性能の高いＵＤタクシーでは様式が異なる。
	助成金交付申請書（第１号様式）別紙１【ＥＶタクシー】		・ 様式記入例を参照 ・ ＥＶタクシー、ＰＨＶタクシー及び環境性能の高いＵＤタクシーでは様式が異なる。
	助成金交付申請書（第１号様式）別紙１【ＰＨＶタクシー】		・ 様式記入例（ＥＶタクシー）を参照 ・ ＥＶタクシー、ＰＨＶタクシー及び環境性能の高いＵＤタクシーでは様式が異なる。
	補正予算に伴う増額申請書（第１号様式）別紙２		・ 中小企業者であって使用台数２００台未満の事業者の場合のみ提出。
3	誓約書（第２号様式）		・ 様式記入例を参照
4	請求書または注文書	写し	・ 宛名が申請者と同一名義であること ・ 書類名称が「納品請求書」等のように若干異なっても可 ・ 車両登録番号、車台番号、車名、グレード、諸費用・税金を除いた車両本体価格が確認できること

No.	提出書類		備考
5	領収書	写し	・宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取金額分は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書で、カッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、領収書に代えて、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること ・銀行振込等で領収書がない場合は、銀行発行の振込証明書（振込金受取書等）で代用可能
6	自動車検査証	写し	・初度登録（新規登録）時のものを提出すること。申請までの間に変更登録を行った場合は、変更登録時のものも合わせて提出すること ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること
7	助成金口座振込依頼書（第9号様式）		・様式記入例を参照 ・口座名義人は、申請者と同一名義であること
8	振込口座が確認できる書類	写し	・通帳の表紙及び見開き面のコピー ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書 ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したもの ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れること
9	印鑑証明書	原本または写し	・申請受付日から<u>3か月以内</u>に発行されたもの

No.	提出書類		備考
10	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本または写し	・申請者が法人の場合に必要 ・申請受付日から<u>3か月以内</u>に発行されたもの
11	納税証明書	原本または写し	<u>・課税証明書ではないのでご注意ください</u> ※ 次の場合は省略可 3 の誓約書で税金の滞納がない旨の誓約をした場合 ○法人の場合 ・法人都民税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの（法人事業税は不可） ・窓口は都税事務所 ・リース事業者で都内に事業所がない場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書 ・法人設立年度に申請する場合は提出不要 ・非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」 ○個人事業主の場合 ・<u>令和2年度</u>の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円） ・窓口は都税事務所 ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出 ・非課税の場合は、平成31年分又は令和2年分の「確定申告書B」の写しを提出 ※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出
12	一般乗用旅客運送事業の許可書	写し	・リースの場合は借主（貸与先）のものを提出 ・認可証または証明願でも可

No.	提出書類		備考
13	国補助金の額確定通知	写し	・環境性能の高いUDタクシーで、国補助金を受ける場合のみ必要
14	その他公社が必要と認める書類		・必要に応じて公社から求められた場合に提出
15	UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書 その1 その2		・様式はホームページからダウンロード ・リース事業者からの申請であっても<u>借主（貸与先）が作成</u>すること ・法人と個人事業主で書式が異なる。 ・その2の名簿部分については、国土交通省の補助金申請やUD研修修了証の交付申請で利用したもの等のコピーを添付しても可。ただし、本件申請に必要な人数を超える名簿になっているときは、<u>必要な人数のみを枠で囲うなどしてわかるようにすること</u>
16	UD研修修了証	写し	・「UD研修受講者名簿」に記載された運転者で、本件申請に必要な人数分を提出すること ・具体的な書類の指定は、P6参照 ・1枚のA4用紙に複数の修了証をできるだけ詰めてコピーをとること ・記載内容が鮮明に読み取れること ・運転者が別のタクシー会社からの転職者で、前の会社で受講したUD研修修了証でも差し支えない
17	乗務員証等	写し	・運転者の氏名・所属会社名・写真が載っていること ・「UD研修受講者名簿」に記載された運転者で、本件申請に必要な人数分を提出すること ・1枚のA4用紙に複数の<u>乗務員証等</u>のコピーをとること ・記載内容が鮮明に読み取れること
18	UD研修受講又は修了証受領の予定に関する申告書		・様式はホームページからダウンロード ・法人と個人事業主で書式が異なる。 ・申請期限までにUD研修修了証の写しを提出できない場合に提出

19	定期的な研修実施の予定に関する申告書	・様式はホームページからダウンロード ・法人と個人事業主で書式が異なる。 ・申請期限までに定期的な研修が実施できない場合に提出
20	福祉タクシーであることがわかる書類	※環境性能の高いUDタクシーであって、スロープの耐荷重が 200kg 以上 300kg 未満の車両の場合のみ必要 ・福祉限定事業者の許可証（介護事業者などの場合） ・関東運輸局に申請した福祉タクシーを設置するときの申請書、届出書又は申請により発出された書類の写し など

申請者がリース事業者の場合の追加書類

No.	提出書類		備考
21	誓約書（第2号様式）＊借主（貸与先）分		・様式記入例を参照
22	印鑑証明書＊借主（貸与先）分	原本または写し	・注意事項はNo.9と同様
23	登記事項証明書（現在事項全部証明書）＊借主（貸与先）分	原本または写し	・貸与先が法人の場合に必要 ・注意事項は No10と同様
24	納税証明書＊借主（貸与先）分	原本または写し	・注意事項はNo.11と同様
25	リース契約書	写し	・購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要 ※申請者及び貸与先双方の印があるもの ※リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの
26	貸与料金の算定根拠明細書（第10号様式）		・様式記入例を参照

6 様式記入例

電気自動車タクシーの場合は様式が異なる

環境性能の高いUDタクシー

第1号様式（第7条関係）

作成日 令和3年 6月 1日

書類記入日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目●番●号

名 称 ×××株式会社

印鑑証明書の記載
内容と一致代表者役職
及び氏名 代表取締役 新宿 太郎次世代タクシーの導入促進事業助成金
(環境性能の高いUDタクシー)

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第322号）第7条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 申請担当者の情報（個人の場合）

助成金事務のご担当者

住所	〒 163-0000	東京都	新宿区西新宿●丁目●番●号
フリガナ	シンジユク ジロウ	所属部署 (法人のみ)	総務部 総務課
氏名	新宿 次郎	E-mail (法人のみ)	abcd@aaa.com
日中連絡が取れる 電話番号	03-5990-****		

2 手続代行者の情報（手続を代行する場合のみ記入）

手続き代行を置かない場合は記入不要

住所	〒 163-0000	東京都	新宿区西新宿●丁目●番●号
会社名	株式会社△△△△		
フリガナ	シンジユク サブロウ		
担当者名	新宿 三郎	E-mail	efgh@aaa.com
電話番号	03-5991-****		

3 貸与先の情報（リース契約の場合のみ記入）

リース契約の場合のみ記入

住所	東京都	新宿区西新宿●丁目●番●号
フリガナ	◇◇◇カブシキガイシャ	
氏名又は 名称	◇◇◇株式会社	
代表者 氏名	新宿 一郎	

4 資本関係に関する情報

申請車両製造会社との資本関係 (リースの場合は、貸与先と申請車両製造会社との資本関係)	0	%
--	---	---

5 交付決定通知書の送付先（いずれか1つを○で囲む）

どちらかに○

1	申請担当者	②	手続代行者
---	-------	---	-------

第1号様式(第7条関係)

助成対象車両に関する情報(自動車検査証をもとに記載)

別紙

	メーカー名	車名	グレード	代表型式	車台番号	初度登録日	使用の本拠の位置		国補助有無	交付申請額
1	トヨタ	JPN タクシー	上級	6AA-NTP10	NTP10-*****	R3. 3. 31	東京都	新宿区西新宿1-1	あり	400,000
2	トヨタ	JPN タクシー	上級	6AA-NTP10	NTP10-*****	R3. 4. 1	東京都	新宿区西新宿1-1	なし	600,000
3							東京都			
4							東京都			
5							東京都			
6							東京都			
7							東京都			
8							東京都			
9							東京都			
10							東京都			
台数計※3						2	台	交付申請額計	1,000,000	円

※1 「国補助額」とは、国土交通省の地域交通確保維持改善事業費補助金等に基づき福祉車両関係又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱若しくは訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金交付要綱に基づくUDタクシーの補助金をいう。

※2 車両台数の増減が生じた場合は、四捨五入の上、台数を記入する。

※3 (注) 11台以上の場合は、本様式を複写して使用。複数枚にわたる場合は、1枚目に台数と金額を記入し、別紙2枚目以降は空欄。

環境性能の高いUDタクシーの様式
*電気自動車等タクシーは別様式

環境性能の高いUDタクシー

自動車検査証の「使用の本拠の位置」
「***」となっている場合は
「使用者の住所」を記入
使用者の住所も「***」の場合は
「所有者の住所」を記入

11台以上の場合は、本様式を複写して使用。複数枚にわたる場合は、1枚目に台数と金額を記入

EVタクシーの様式

*PHVタクシー、環境性能の高いUDタクシーは別様式

EVタクシー

第1号様式（第7条関係） 別紙

6 助成対象車両に関する情報（自動車検査証をもとに記載）

初度登録日	令和3年3月31日
メーカー名	日産
車名	リーフ
グレード	G
車台番号	ZE1-*****
代表型式	ZAA-ZE1
使用の本拠の位置	東京都 新宿区西新宿1-1

自動車検査証の「使用の本拠の位置」

「***」となっている場合は
「使用者の住所」を記入
使用者の住所も「***」の場合は
「所有者の住所」を記入

7 中小規模事業者

助成額に係る計算	①助成対象経費 ※1	3,720,000 円
	①×1/2	1,860,000 円
	交付申請額（上限160万円） ※2	1,600,000 円
	交付申請台数計 ※3	1 台
	交付申請額計 ※4	1,600,000 円

8 中小規模事業者以外

助成額に係る計算	①助成対象経費 ※1	3,720,000 円
	①×1/4	930,000 円
	交付申請額（上限100万円） ※2	1,000,000 円
	交付申請台数計 ※3	1 台
	交付申請額計 ※4	1,000,000 円

9 全事業者（国・都道府県）

助成額に係る計算	①助成対象経費 ※1	3,720,000 円
	①×1/4	930,000 円
	交付申請額（上限60万円） ※2	600,000 円
	交付申請台数計 ※3	1 台
	交付申請額計 ※4	600,000 円

2台以上の場合は、本様式を複写して使用 複数枚にわたる場合は、1枚目に台数と金額を記入

※1 助成対象経費 = 車両本体価格 + メーカーオプション

- ・環境性能の高いUDタクシーの要件を満たしている場合は「UD対応経費」を除外
- ・値引きは車両本体価格に含む。ディーラーオプション、消費税は含まない。

※2 千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

※3 交付申請車両の合計台数を記入。2台以上申請する場合は、別紙1枚目のみに合計台数を記入し、別紙2枚目以降は空欄。

※4 交付申請車両の合計交付申請額を記入。2台以上申請する場合は、別紙1枚目に合計交付申請額を記入し、別紙2枚目以降は空欄。

(注)・2台以上申請する場合は、1台につき1枚、本別紙を作成すること。

(注)・国補助及び区市町村の補助制度との併用申請可、申請書への記載は不要。

第1号様式（第7条関係） 別紙2

補正予算に伴う増額申請書

（中小企業者であって使用台数200台未満の事業者確認書）
（それ以外の方は提出不要です。）

タクシー事業は、「製造業その他」を選択

1 中小企業として申請する方（各種法人含む）

中小企業基本法上の類型	製造業その他	（タクシー事業は「製造業その他」を選択） （登記簿記載の資本金の額又は出資の総額）	
資本金	2,000	万円	
従業員数	50	人	（従業員の数）
判定項目 （記入の必要ありません）	○		

- ・ 中小企業の要件として、中小企業基本法第2条に基づき、
下記表の資本金または従業員数のどちらかの条件を満たす必要がある。

中小企業基本法上の類型	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

<記入の手順>

- ① 自社が日本標準産業分類のどの業種に該当するか選ぶ（総務省のホームページを参照）。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
複数の業種がある場合は、売上高が最も大きい業種を選ぶ。
- ② 自社の業種が「中小企業基本法上の類型」のどれに該当するかを確認する。
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf
- ③ 記入欄の4つの類型から、該当するもの1つ選択する。
- ④ 資本金・従業員数を記入する。
- ⑤ 判定項目が「○」の場合は中小企業要件を満たしております。

2 タクシーの使用台数

申請法人の使用台数を記載

180 台

※申請法人の使用台数を記載してください。

3 国の他の同種の補助事業の交付の有無

なし

「あり」、「なし」を記載

※「あり」、「なし」について記入してください。

第2号様式（第7条関係）

次世代タクシーの導入促進事業助成金 誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

リースの場合は申請者（リース会社）及び貸与先（タクシー会社）の誓約書が必要

【暴力団排除に関する誓約事項】

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者



（□にチェック☒をお願いします。）

【その他の誓約事項】

- ☒ 申請者（リースの場合は貸与先）が、公的資金の交付先として、申請する車両は、中古車ではありません。
- ☒ 本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ☒ 申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ☒ 申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ☒ 申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

（□にチェック☒をお願いします。）

令和 3 年 6 月 1 日

書類記入日

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目●番●号

名 称 ×××株式会社

印鑑証明書の記載
内容と一致

代表者役職及び氏名 代表取締役 新宿 太郎

* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

第9号様式

書類記入日

作成日 令和3年 6月 1日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(申請者)

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目●番●号

印鑑証明書の記載
内容と一致

名 称 ×××株式会社

代表者役職 代表取締役 新宿 太郎
及び氏名

次世代タクシーの導入促進事業助成金
助成金口座振込依頼書

次世代タクシーの導入促進事業に係る助成金については、下記預金口座へ振り込んでください。

助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

金融機関									
金融機関コード (数字4ケタ)				振込銀行名 (カタカナで記入)					
8	9	8	9	ダイイチトウキョウ					
支店コード (数字3ケタ)				支店名 (カタカナ)					
0	0	0		トチョウマエ					
預金種別 (該当に○)				口座番号 (右詰めで記入してください)					
普通 (○) 当座 () 其他 ()				1	2	3	4	5	6
口座名義人 (カタカナ)									
×	×	×	(カ						

銀行名、支店、種別
が確認できるコピー
を添付

(注) 振込口座が確認できる資料 (通帳の見開き面等) のコピーを添付すること

■記載方法に関する注意事項

- ・口座名義人は、申請者と同一名義であること
- ・振込銀行名、支店名、口座名義は、カタカナで記入
- ・濁点、半濁点は一文字分とする
- ・口座名義は、前株の場合は「カ」●●、後株の場合は、「●●(カ」と記入
- ・口座名義が枠内 (30文字) を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入

■振込口座が確認できる資料に関する注意事項

- ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れる内容であること
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付
- ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付

1 台申請の場合

第10号様式

書類記入日

作成日 令和3年 6 月 1 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿印鑑証明書の記載
内容と一致

(リース事業者)

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目●番●号

名 称 ×××株式会社

代表者役職
及び氏名 代表取締役 新宿 太郎印鑑証明書の記載
内容と一致

(予定貸与先)

住 所 東京都新宿区西新宿●丁目●番●号

名 称 ◇◇◇株式会社

代表者役職
及び氏名 代表取締役 新宿 一郎次世代タクシーの導入促進事業助成金
貸与料金の算定根拠明細書

以下の内容のとおりであり、誤りはありません。

1. 車両・リース期間・補助金相当額 (※1)

型式	6AA-NTP10
車台番号	NTP10-*****
リース期間 (月数)	60 ヶ月
本助成金相当額	400,000 円
本助成金以外の 補助金相当額	600,000 円

2. リース料金 (※2)

(消費税抜き 単位: 円)

	助成金なしの場合	助成金ありの場合	差額
リース金額総額	4,000,000	3,000,000	1,000,000

リース契約書と一致

本助成金以外の助成金を含め
た額以上となること

※1 2台以上申請される場合は別紙を使用してください。

※2 本助成金の他に補助金を受ける場合は、本助成金と他補助金を考慮して記入してください。

複数台申請の場合

第10号様式

書類記入日

作成日 令和3年 6 月 1 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿印鑑証明書の記載
内容と一致

(リース事業者)

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目●番●号

名 称 ×××株式会社

代表者役職
及び氏名 代表取締役 新宿 太郎印鑑証明書の記載
内容と一致

(予定貸与先)

住 所 東京都新宿区西新宿●丁目●番●号

名 称 ◇◇◇株式会社

代表者役職
及び氏名 代表取締役 新宿 一郎次世代タクシーの導入促進事業助成金
貸与料金の算定根拠明細書

以下の内容のとおりであり、誤りはありません。

1. 車両・リース期間・補助金相当額(※1)

型式	6AA-NTP10
車台番号	別紙記載のとおり
リース期間(月数)	別紙記載のとおり ヶ月
本助成金相当額	別紙記載のとおり 円
本助成金以外の 補助金相当額	別紙記載のとおり 円

2. リース料金(※2)

(消費税抜き 単位:円)

	助成金なしの場合	助成金ありの場合	差額
リース金額総額	別紙記載のとおり	別紙記載のとおり	別紙記載のとおり

複数台のリースで貸与先・型式・リース期間が同じ場合は、
リース金額を別紙にまとめることが可能

第10号様式							別紙 (消費税抜 単位:円)		
	車台番号	リース期間 (月数)	本助成金額相当額	本助成金以外の 補助金相当額	リース料金総額			差額	
					助成金なしの場合	助成金ありの場合			
1	NTP10-*****1	60	400,000	600,000	4,000,000	3,000,000		1,000,000	
2	NTP10-*****2	60	400,000	600,000	4,000,000	3,000,000		1,000,000	
3	NTP10-*****3	60	400,000	600,000	4,000,000	3,000,000		1,000,000	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計								3	台

(その2)

4 助成金申請に必要なUD研修受講者数

平成31年度以降、東京都の 助成金を受けた台数 (A)	今回の申請台数 (B)	計 (C)
1 台	2 台	3 台

(B) × 2 人 (D)	全運転者数 (E)	助成金申請に必要な UD研修受講者人数 (DとEの少ない方)
4 人	20 人	4 人

1 枚目の運転者数と一致

5 UD研修受講修了者名簿 (上記 (C) × 2 名以上の記載が必要)

No.	運転者名	受講終了 年月日	No.	運転者名	受講終了 年月日
1	○川 ×男	H30. 8. 1	11		
2	高○ 一×	H30. 8. 1	12		
3	○山 ×郎	R3. 5. 31	13		
4	田○ 幸×	R3. 5. 31	14		
5	○藤 ×	R3. 5. 31	15		
6	池○ 真×	R3. 5. 31	16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

今回の申請の対象者が
わかるように記載
(印やマーカーでも可)

今回の対象者の
・ UD 研修修了証
・ 乗務員証明等
を添付

<注意事項>

- ・ 添付する「UD研修修了証」の写しと、氏名及び受講年月日を一致させること
- ・ 申請対象者に印をつけること
- ・ 助成対象自動車を使用するタクシー事業者に運転者として雇用されており、東京都内の営業所に勤務する者のみを申告すること
- ・ 本件申請時点で、退職している者、都外営業所に転勤している者、内勤に職種変更している者等は不可
- ・ 20名を超える場合は、本様式を複写の上、使用すること
- ・ 運転者名に「別紙名簿のとおり」と記載し、既存の名簿（運転車名及び受講終了年月日の記載がある名簿）の提出でも差し支えありません。

個人タクシーの場合

環境性能の高いUDタクシー

書類記入日

作成日 令和3年 6月 1日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

タクシー事業者が作成

タクシー事業者（購入の場合は申請者、リースの場合は貸与先）

住 所 東京都新宿区西新宿●丁目●番●号

名 称

印鑑証明書の記載
内容と一致

代表者役職
及び氏名 新宿 一男

次世代タクシーの導入促進事業助成金（環境性能の高いUDタクシー）
UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書
（個人タクシー用）

国土交通省の通達（平成30年11月8日付国自旅第185号「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」）に基づき、以下の通りであることを申告します。

研修修了日	第1回	第2回
	令和 3年 2月 15日	令和 3年 4月 20日
研修実施機関	一般社団法人 東京都個人タクシー協会	一般社団法人 東京都個人タクシー協会
研修実施内容	・ 実車を用いた乗降研修（必須）	・ 実車を用いた乗降研修（必須）
	・ 車いす取り扱い方法についての実習	・ 車いす取り扱い方法についての実習
	・ 「障害者差別解消表」に関する講習	・ 「障害者差別解消表」に関する講習
	・	・
備考		

実車講習を年2回以上受講できない場合の記入例

研修修了日	第1回	第2回
	令和 3年 2月 15日	令和 年 月 日
研修実施機関	一般社団法人 東京都個人タクシー協会	
研修実施内容	・ 実車を用いた乗降研修（必須）	・
	・ 車いす取り扱い方法についての実習	・
	・ 「障害者差別解消表」に関する講習	・
	・	・
備考	新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修が開催されず、1回しか受講できなかった。	

実車講習を年2回以上受講できない場合は、様式の備考欄に相当の理由を記入

（参考）関連ホームページの御案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/taxi/index.html>

東京都
次世代タクシーの導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

◇発行・編集

令和4年1月 日

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル10階

TEL：03-5990-5068